

児童手当からの学校給食費の申出徴収について

那須塩原市教育委員会

1 制度の概要

児童手当受給者が、児童手当の支給額の全部又は一部を学校給食費の支払いに充てる申出をしていただくことにより、児童手当からの徴収を実施する制度です。

2 申出徴収の手続き方法

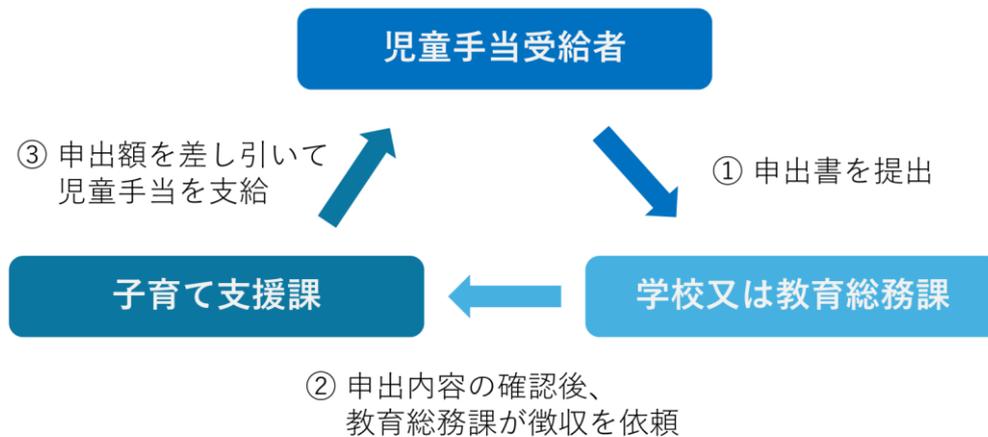
申出徴収は、別紙の申出書を学校等に提出していただくことで利用できます。申出書は学校又は教育委員会事務局教育総務課で配布していますので、お問合せください。

徴収は、申出のあった翌月以降の児童手当の支払月（偶数月）から開始します。

なお、申出徴収は、児童生徒が那須塩原市立中学校又は義務教育学校を卒業等するまで継続となります。このため、申出の撤回や申出内容の変更をされる場合は、改めて手続が必要となりますので御留意ください。

また、児童手当は、すでに過ぎた年度分や他の兄弟姉妹分の給食費にも充てることができますので、ぜひ御活用ください。

【申出徴収の流れ】



3 児童手当制度の概要

(※詳細については子育て支援課給付係(0287-46-5533)にお問い合わせいただくか、市ホームページにより御確認ください。)

○支給額

3歳未満	月額15,000円（第3子以降は月額30,000円）
3歳から高校生年代	月額10,000円（第3子以降は月額30,000円）

○支給方法

児童手当は年6回、偶数月の10日に支給月の前月分までの手当が支給されます。

申出徴収は、6月・8月・10月・2月支給分からの充当を基本とします。

(4月・12月支給分から充当したい場合等は、教育総務課に御相談ください。)

児童手当支給		給食費充当
4・5月分の手当	6月支給	給食費5・6月分
6・7月分の手当	8月支給	給食費7・8月分
8・9月分の手当	10月支給	給食費9～11月分
12・1月分の手当	2月支給	給食費12～2月分

【お問合せ】

那須塩原市教育委員会事務局教育部教育総務課給食係 TEL：0287-37-5984 FAX：0287-37-5479